

藺浦健太郎外務副大臣による
第二回海洋安全保障に関するG7ハイレベル会合オープニング・ステートメント
(仮訳)

平成28年12月8日

日本政府を代表し、この会合にご出席の皆様を歓迎します。

本年の広島G7外相会合において、我々は、昨年に引き続き、海洋安全保障について有意義な議論を行い、G7として、国際法に基づく紛争の平和的解決を追求することや海上交通の安全確保を主導していくという共通の認識を共有しました。

海の安全確保は世界経済全体の拡大にとっても重要です。本日は、海洋安全保障に関するG7外相声明及びG7関連声明に盛り込まれた主要な要素を踏まえ、活発な議論が行われることを期待します。

自由で開かれ、安定した海を維持していくことは、国際社会全体の平和と繁栄にとって不可欠です。

この観点から、我が国は、「海における法の支配の三原則」、すなわち、①国家は国際法に基づいて主張をなすべき、②主張を通すために、力や威圧を用いない、③紛争解決には平和的收拾を徹底すべきという3つのポイントからなる原則を提唱しています。同原則は、G7伊勢志摩首脳宣言で確認され、多くの関係国からも力強い賛意が得られています。

しかし、自由で開かれ、安定した海を保持していくには、依然として多くの課題があります。我々は、アジア太平洋地域の海において、国家間の摩擦や緊張の高まりを示す事例を目の当たりにしています。国際社会は、この状況を重大な懸念を持って注視しています。自由で開かれ、安定した海や航行・上空飛行の自由を確保するために、国連海洋法条約（UNCLOS）を含む国際法の遵守と国際法に基づく具体的な行動及び協力の重要性を改めて強調したいと思います。

また、我々は、全ての当事国に、緊張を高めるような一方的な行動を自制することを求めるべきです。UNCLOSを含む国際法の下での紛争解決メカニズムによって、紛争の平和的解決を追求していくことが不可欠です。

海賊については、我が国は2009年以来、ソマリア沖・アデン湾で一度の中断もなく海賊対処行動を実施しています。引き続き各国海軍が共同してプレゼンスを維持することが重要です。

また、我が国は、アジア各国に対する海上法執行能力向上支援やアジア海賊対策地域協力協定（ReCAP）を通じた貢献を行っていきます。私は2015年3月のシンガポール訪問の際にReCAP情報共有センター（ISC）を訪れ、自分の目でその重要性について認識しました。ギニア湾における海賊問題に対しても、我が国として貢献を継続していきます。

自由で開かれ、安定した海を保持するための海洋状況の透明性確保に向けて、海洋状況把握（MDA）に必要となる情報共有と連携の促進に、G7がリーダーシップを発揮していくことが重要です。我が国は本年7月に、我が国の海洋状況把握（MDA）の能力強化に向けた取組を策定したところであり、この分野でも国際協力を推進していく考えです。

また、我が国は、環境変化に脆弱であり、世界の関心が高まっている北極海の新たな可能性と課題に対応すべく、国際社会に貢献していきます。

最後に、「自由で開かれたインド太平洋戦略」について簡潔に触れたいと思います。

安倍総理は、本年8月のTICAD VIで、同戦略を発表しました。国際社会の安定と繁栄の鍵を握るのは、成長著しいアジアと潜在力溢れるアフリカという「2つの大陸」と、自由で開かれた太平洋とインド洋という「2つの大洋」の交わりにより生まれるダイナミズムです。我が国は、これら大陸と大洋を一体の地域として捉えた外交を強力に進めていきます。

「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、海洋における様々な課題に対応するために、G7や東アジア首脳会議（EAS）諸国との間で緊密に連携していきます。

我が国は、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」を掲げ、地域と世界の平和と安定、及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していきます。改めて、自由で開かれ、安定した海の確保という共通の目標のために、皆様の積極的な貢献を期待します。

ありがとうございました。

（了）